

「障害者の権利に関する条約」を批准したことに関する理事長声明

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 松井秀樹

本年1月20日（国連本部のあるニューヨークの現地時間）、我が国は「障害者の権利に関する条約」（以下、本条約という。）の批准書を国連に提出し、140番目の締約国となった。本条約は、2006年12月に第61回国連総会において満場一致で採択され、我が国は2007年9月に署名していたが、昨年の暮れに国会で批准の承認がなされ、6年越しの批准となる。

このように批准が遅れたのは、本条約に署名後、改正「障害者基本法」、「障害者総合支援法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」等の国内法令の整備に時間を要したものと考えられるが、本条約が批准に至ったこと自体は評価するものである。

しかしながら、本条約批准後における現行の成年後見制度の運用状況との整合性については、なお十分な検討を行うべきものとする。

特に、我が国では、成年後見制度利用者の行為能力を画一的かつ包括的に制限する後見類型の審判割合が全体の8割以上を占めている実態の検証を行い、障害者を含む成年後見制度利用者の行為能力制限をできるだけ少なくし、本人の自己決定を可能な限り支援するための施策と制度の改正を検討すべきである。

また、成年被後見人の選挙権は、昨年5月に公職選挙法の改正により回復したが、当法人の調査では、未だに170以上の法令において成年後見制度利用者の権利制限や資格の剥奪規定がおかれていることが判明している。

しかも、これら権利制限や資格の剥奪規定がおかれている法令の数は、2000年に新しい成年後見制度が施行された当時における118より大幅に増加している。

成年後見制度利用者が受けるこれらの権利制限や資格の剥奪規定は、基本的には「障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。」とする本条約12条2項の趣旨に相容れない可能性がある。

したがって、国は、これらの法令の立法目的等を今一度精査し、成年後見制度利用者に対する権利制限や資格の剥奪規定をおくことの合理性に欠けるものについては、規定の改廃等の改善を行うべきである。

当法人は、高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として1999年12月に設立以来、障害者の意思決定支援と権利擁護に向けての様々な活動を行っているところであるが、今後とも本条約の基本的スローガンでもある「**Nothing about us without us!** 私たち抜きに私たちのことを決めないで！」の理念に十分配慮し、成年後見制度利用者の権利を保護し支援するための活動に全力を挙げて取り組む所存である。

2014年1月21日